

令和2年7月3日

瑞穂町教育委員会 様

瑞穂町個人情報保護審査会

会長 町 田 和 美

諮問（諮問個第1－1号）について（答申）

令和2年2月18日付け瑞教指発第1351号により諮問のあった、瑞穂町教育委員会が行った自己情報非開示決定処分（令和元年10月31日付け瑞企総収第825号の9）に対する審査請求について、瑞穂町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

「〇〇〇・〇〇〇に対する出席、成績、指導、相談、学籍に関する記録」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、当該請求に係る処分を行った時点においては相当である。しかし、当該処分以降に新たに生じた事実に鑑みると、現答申時点では相当であるとはいえず、当該決定を撤回し、その後生じた新たな事実も合わせ検討し、当該請求に対する手続をやり直すべきである。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、瑞穂町個人情報保護条例（平成15年条例第3号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づき、審査請求人が行った「〇〇〇・〇〇〇に対する出席、成績、指導、相談、学籍に関する記録」の開示請求に対し、瑞穂町教育委員会が令和元年10月31日付けで行った非開示決定について、その取消し及び対象文書の全部開示を求めるというものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとお

りである。

- ① 開示しない理由には、「本件開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにして非公開とした場合、文章の存在自体又は文書によって『居所を容易に探知できる可能性が生じる』ため」となっているが、居所等に関しては既知の自己情報であって、父親であり親権者である審査請求人に対して子の修学状況を不法に非公開とすべき正当な理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。
- ② 令和元年6月7日に〇〇〇（子の母親）が、正当な理由なく子を違法に連れ去り別居した行為に対して、審査請求人は自力救済をせずに法律に定める手続である「子の引渡し・子の監護者指定・同保全の審判」申立てを令和元年6月17日に家庭裁判所に行った。

裁判所の判断で調停に付する決定がなされ調定中であるが、裁判所の手続中で子の母親から居住場所は「東京都西多摩郡瑞穂町〇〇〇であること。」、子の現在通学している小学校は「瑞穂町立瑞穂第〇小学校であること。」と既に子の母親から通知を受けている。
- ③ 裁判所の手続の中で調停委員会から提示の中間合意として、面会交流及び居住場所に審査請求人が子を送迎しての宿泊付面会交流が既に行われている。なお、次回以降も同様に審査請求人が居住場所に送迎する宿泊面会交流が予定されている。
- ④ 決定当時以前から瑞穂町に居住し、瑞穂町の小学校に通学している当事者等に事実確認をすれば容易に分かる内容であり、当事者等へ確認を欠いた判断である。
- ⑤ 実施機関は、後付けで条例第17条第2号に該当するとして、新たな条例適用を後から主張するものであって当然に否定されるべきである。更に開示請求対象文書は法令で定められた作成義務のある文書であり、子の監護養育義務を負っている父親であり親権者である審査請求人は、当然に知る権利を有する者であり正当な親権者である父親へ開示しないとの決定をする自己情報ではないと考える。条例第17条第2号には「居所」は

含まれておらず明らかに条例適用を誤っている。

3 審査請求に対する瑞穂町教育委員会の説明要旨

弁明書における瑞穂町教育委員会の主張を要約すると、以下のとおりである。

- ① 審査請求書の「5 審査請求の理由」の本文中「居所等に関しては以下に述べるとおり既知の自己情報であって」の記載事実は回答する立場にない。
- ② 審査請求書の「(居所等の自己情報が既知となった経緯)及び「(イ)子との面会交流状況」のそれぞれ本文の内容は回答する立場にない。
- ③ 当該保有個人情報存在するが非開示とするという回答又は当該保有個人情報存在しないという回答をすることによって非開示情報(条例第17条第2号)を開示した場合と同様の結果をもたらし、保護される利益が害されることとなることから本件の決定となったものである。

4 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

| | |
|-----------|------------------------|
| 令和2年2月18日 | 諮問 |
| 令和2年2月26日 | 瑞穂町教育委員会に対する会議開催前の調査実施 |
| 令和2年3月2日 | 審査請求人から反論書收受 |
| 令和2年6月16日 | 瑞穂町教育委員会から口頭説明聴取 |
| 令和2年6月16日 | 審議 |

5 審査会の判断

審査会は、瑞穂町教育委員会及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「〇〇〇、〇〇〇に対する出席、成績、指

導、相談、学籍に関する記録」である。

瑞穂町教育委員会は、本件開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにして非開示とした場合、文書の存在又は文書によって居所を容易に探知できる可能性が生じるとする本件処分を行っているので、存否応答拒否（条例第18条の2）の相当性について、以下検討する。

（2）条例の定めについて

① 条例第13条第2項は、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人（中略）は、本人に代わって前項の開示を請求することができる。」と規定している。

② 条例第17条第2号は、開示しないことができる自己情報として「個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって本人に知らせないことが正当と認められるもの」と規定している。

③ 条例第18条の2は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

（3）本件請求文書の存否応答拒否の相当性について

① 従来、妻が別居をする際、夫の同意なく未成年の子を連れ出し、夫が復縁や子を取り返すために暴力沙汰に及び、妻の生命身体の安全が侵害されたり、子が心に傷を負ってしまうことが往々としてある。また、暴力行為から逃れてきた者の申出により住民基本台帳事務におけるDV等支援措置が講じられるといった法整備がされている。かかる社会状況の中で、夫である審査請求人が瑞穂町教育委員会に対し、子の情報の開示を求めてきたのである。瑞穂町教育委員会は、審査請求人が妻と別居をし、家庭裁判所で子の引き渡しを求める調停を行っていることを知り、自己情報開示請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内という非常に短期間の内に、情報を開示する旨又は開示しない旨の判断を行わなければならなかったことからすれば、条例第18条の2に該当するという判断をしたことは相当であったと考える。

- ② これに対して、審査請求人は子の修学状況を非公開とすべき正当な理由はなく、瑞穂町教育委員会は条例の適用を誤っていると批判をするが、前述のとおり、非常に短期間で判断しなければならないことから、調査には限界があること、妻子の身に危険が及ぶ可能性がある類型であることからして、その判断は緩やかにせざるを得ないこと、請求人の主張する事実はいずれも瑞穂町教育委員会が判断をした後に発生した事実であり、これを予測せよとは到底いえないことからして、請求人の批判は当たらないと考える。
- ③ 他方、審査請求人が主張するとおり、瑞穂町教育委員会が存否応答拒否の処分をした後に、家庭裁判所での調停において、母が自ら作成した書面によって子の居住場所と就学場所を裁判所及び審査請求人に開示しているという事実が認められ、また、審査請求人と子らとの間で宿泊を含む面会交流が行われている予定が立てられたことが認められる（無事に実施されたかどうか不明である。）。そうすると、条例第18条の2に該当するという判断の相当性は遅くとも審査請求を受けて上記事実を知るに至った時点では既に失われたと見られる。
- ④ 一度決定がされた後にまで瑞穂町教育委員会に調査と配慮の継続を当然に求めるものではないが、後に審査請求がなされ、その手続の中で存否応答拒否の決定により考慮すべき利害関係や利益状況に大きな変化が生じたことが判明した場合には、既になされた存否応答拒否の決定を撤回し、手続をやり直すことが自己情報開示請求の制度趣旨から求められるものというべきである。
- ⑤ したがって、瑞穂町教育委員会が条例第18条の2に該当するとして、本件保有個人情報の存否を明らかにすることなく非開示とした処分は、当該請求に係る処分を行った時点においては相当である。しかし、当該処分以降新たに生じた事実を鑑みると、現答申時点では相当であるとはいえず、当該決定を撤回し、その後生じた新たな事実も合わせ検討し、当該請求に対する手続をやり直すべきである。

- ⑥ なお、そうであるからといっても瑞穂町教育委員会は、直ちに全部開示に応じなければならない訳ではないことに注意を要する。条例第17条各号の規定に基づき非開示の要件に充足するか確認する必要がある。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査に関わった委員の氏名

町田和美、臼井治夫、小川幸三、田中信雄、平山敬夫